

## 取扱金融機関について

特別徴収税額の納入にあたっては、下記の金融機関をご利用ください。

(1) 下仁田町の取扱金融機関は、下記の金融機関の本支店です。

### 取扱金融機関（本店・支店）

群馬銀行    しのめ信用金庫    群馬県信用組合  
甘楽富岡農業協同組合

(2) ゆうちょ銀行等※について

関東各都県及び山梨県以外に所在するゆうちょ銀行等を利用する場合は、そのゆうちょ銀行等を新たに当町の取扱金融機関として指定する必要がありますので、右の「指定通知書」に利用するゆうちょ銀行、郵便局名を記入し、年度最初の納入時にゆうちょ銀行等窓口へ提出してください。

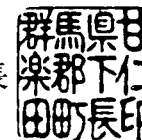
ゆうちょ銀行等以外の取扱金融機関や、関東各都県及び山梨県に所在するゆうちょ銀行等を利用する場合は「指定通知書」を提出する必要はありません。

※「ゆうちょ銀行等」とは、ゆうちょ銀行の本支店・出張所・ゆうちょ銀行の委託を受けて銀行代理業を営む郵便局の営業所（郵便局が当該業務を再委託したものの施設を含む。）のことです。

年 月 日

(株)ゆうちょ銀行    本・支店長様  
郵便局長 様

群馬県甘楽郡下仁田町長



## 指 定 通 知 書

貴局を、地方税法第321条の5第4項の規定に基づき当町の町民税県民税特別徴収税額払込取扱局に指定しましたので、通知いたします。

記

- 口座番号    00110-3-960260
- 加入者名    下仁田町会計管理者
- 取りまとめ局    東京貯金事務センター

(下仁田町→特別徴収義務者→払込取扱局)

キ  
リ  
ト  
リ